

3 賃貸住宅に関すること

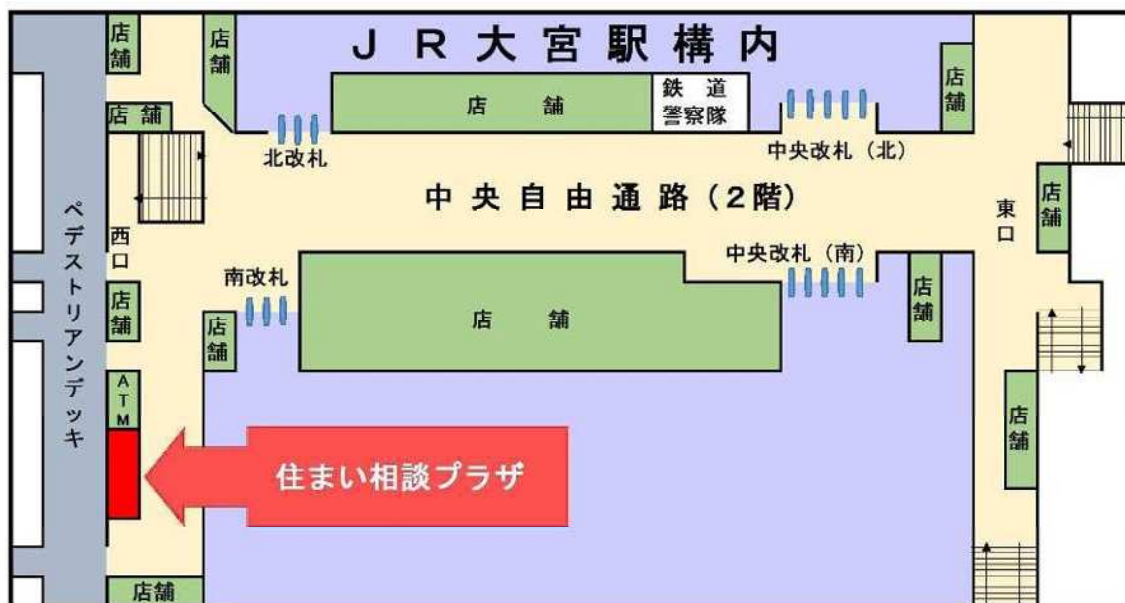
(1) 相談窓口

① 住まい相談プラザ〔埼玉県住宅供給公社〕



埼玉県住宅供給公社では、「住まい相談プラザ」において様々な住宅に関する相談や公営住宅などの入居案内を無料にて行っています。詳しくは住まい相談プラザにお問い合わせください。

- 1 県営住宅、市営住宅等の公営住宅の入居案内
- 2 特定公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の入居案内
- 3 公社賃貸住宅、一般賃貸住宅の入居案内
- 4 賃貸住宅への入居支援情報の提供



問い合わせ先	埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ	
	電話・FAX	電話：658-3017 FAX：642-6890
	場所	さいたま市大宮区錦町 630 JR大宮駅構内 JR大宮駅南改札（又は北改札）より徒歩1分
	営業時間	10:00～18:30 ※年末年始（12/29～1/3）を除く （受付時間：18:00 まで）
	ホームページ	https://www.saijk.or.jp/consultation/plaza/

② 市民相談（賃貸住宅に関すること）



各区役所では、司法書士による借地・借家相談など、様々な相談に無料で応じています。

相談の予約は、電子申請又は各区役所暮らし応援室の窓口や電話で受け付けています。

日時や予約方法等の詳細については、市ホームページをご覧ください。各区役所暮らし応援室へお問い合わせください。

● 借地・借家相談（予約制）

- 1 相談内容 借地・借家に関する相談
- 2 場所・問い合わせ先 大宮区役所暮らし応援室 電話：646-3026 FAX：646-3162

※下記ホームページに関する問い合わせ 市民生活安全課 電話：829-1214 FAX：829-1969
ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/004/p001597.html>

③ その他無料相談（賃貸住宅に関すること）

宅地建物取引業協会主催の無料相談を区役所で実施しています。詳細については、各実施団体へお問い合わせください。

● 宅建業協会の不動産相談

- 1 相談内容 不動産の売買・賃貸等の相談
- 2 場所 大宮区・岩槻区役所暮らし応援室
- 3 問い合わせ先 宅建協会大宮支部（電話：643-5051）大宮区
宅建協会埼玉支部（電話：0480-31-1157）岩槻区

④ さいたま市消費生活総合センター



- ・商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。
- ・消費生活相談員が、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。
- ・相談内容によっては他機関を紹介させていただく場合があります。
- ・相談は無料です。
- ・契約書等の関係書類をご準備の上相談していただけるとスムーズです。

センター名	場 所	受付時間	相談電話	月	火	水	木	金	土	日
消費生活 総合センター	大宮駅西口 JACK 大宮 6 階	9:00~16:30	645-3421	○	○	○	○	○	○	電話相談 (645-3421) 9:00~16:00
浦和消費 生活センター	浦和駅東口 コムナーレ 9 階	9:00~16:30	871-0164	○	○	○	○	○	○	
岩槻消費 生活センター	岩槻駅東口 岩槻区役所 3 階	9:00~12:00 13:00~16:30	749-6191	○	○	○	○	○	-	
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/003/001/001/p009926.html										

(2) 支援制度

① さいたま市入居支援制度



民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会」と協定を結び、情報提供等の入居支援を行う制度です。

- ・本制度は家賃補助制度ではありません。
- ・対象者は家賃を適切に支払い、自立して生活ができる高齢者や障害者手帳をお持ちの方等です。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/006/p002916.html>

② 埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度



「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」は、高齢者世帯、障害者世帯、生活保護世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行い、登録された住宅情報を提供する事で、これらの方々の住まい探しをサポートする制度です。この制度では、次の2つの情報を登録・提供しています。

1 あんしん賃貸住宅

高齢者世帯・障害者世帯などの方を受け入れる民間賃貸住宅

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に伴い、セーフティネット住宅へ移行しました。このため、あんしん賃貸住宅の新規受付は行っていません。

セーフティネット住宅情報提供システム

(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)



2 あんしん賃貸住まいサポート店

セーフティネット住宅の登録の促進や住まい探しにご協力いただける仲介業者

問い合わせ先 埼玉県 住宅課 電話：830-5573 FAX：830-4888

ホームページ <http://www.sasn.jp/> 「埼玉県住まい安心支援ネットワーク※」

※「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」は、埼玉県、さいたま市を含む県内市町村と住宅関連事業者団体、居住支援団体等で構成し、「住まい」に関するセーフティネットの構築と子育て世帯の定住等に取り組んでいます。



③ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）



高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、登録されている住宅です。登録情報は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で閲覧できます。

(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)

※さいたま市賃貸住宅供給促進計画により、住宅確保要配慮者の属性を追加しています。



● セーフティネット住宅の登録

登録の申請をする場合は、「セーフティネット住宅情報提供システム」のサイトからアカウント登録し、登録情報等を入力後、必要書類を添付し、システム上で登録申請できます。

(<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>)



主な登録基準

- ・ 1戸あたりの床面積が 16 平方メートル以上
※さいたま市賃貸住宅供給促進計画により基準を緩和しています。
- ・ 各居住部分が台所、便所、収納設備及び浴室（又はシャワー）を備えたものであること
- ・ 耐震性を有すること
- ・ 建築基準法及び消防法に違反しないもの 等

● 専用住宅に対する改修費の補助（国の補助制度）

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修については、国からの補助が出ることがあります。

※要配慮者専用住宅として、10 年以上登録するなどの要件があります。

詳しくは、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業HPをご参照ください。

(<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>)



また、登録住宅の改修に要する費用について、住宅金融支援機構からの融資があります。詳しい条件等については、住宅金融支援機構HPをご参照ください。

(https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/chintaireform_safety/index.html)



● **家賃債務保証料等補助（市の補助制度）**

さいたま市に登録された住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）に、収入が一定基準以下の方が、国の登録を受けた家賃債務保証業者等を利用して入居する場合、家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用の一部を補助します。

1 主な補助対象要件

- ・入居者の収入が月額 15 万 8 千円を超えないもの
- ・生活保護法に規定する住宅扶助等を受給していないこと
- ・家賃債務保証料等の額が適正な水準であること
- ・市内の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅で、管理開始から 10 年以内のもの 等



2 補助対象費用 入居の際に最初に支払う家賃債務保証料

孤独死・残置物に係る保険料

緊急連絡先引受けに係る費用

3 補助限度額 6 万円

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/020/index.html>

④ 高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事業

民間の賃貸住宅に居住する高齢者が、住宅の所有者から住宅の取り壊しなどのため、立ち退きを求められ、市内の他の住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成します。

1 対象者 満 65 歳以上の方で、次に掲げるすべての要件に該当する方

- (1) ひとり暮らしであること又は満 60 歳以上の方と同居していること。
- (2) 市内に引き続き 2 年以上住所を有していること。
- (3) 住宅の取り壊しなど家主の自己都合により立ち退きを求められ市内の他の住宅へ転居したこと。
- (4) 同一家屋に居住する方全員の現年度の市民税所得割が非課税であること。
- (5) 生活保護等を受けていないこと。

2 助成額 転居後の月額家賃と転居前の月額家賃の差額

20,000 円を上限とし、申請日の属する月から該当しなくなった日の属する月まで支給します。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）（下記参照）

各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）

西 区	電話：620-2667	FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6177	FAX：856-6271
北 区	電話：669-6067	FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6152	FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3067	FAX：646-3165	南 区	電話：844-7177	FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6067	FAX：681-6160	緑 区	電話：712-1177	FAX：712-1270
中央区	電話：840-6067	FAX：840-6167	岩槻区	電話：790-0168	FAX：790-0267

「シェアハウス」と「コレクティブハウス」について

シェアハウスは、数人がそれぞれプライバシーのある個室を持ち、トイレ・浴室・キッチンなどを使い合って生活する家のことです。一方、コレクティブハウスは、個々の住戸にトイレ・浴室・キッチンなどが完備され、住まいの延長としての共有スペースを持ち合わせており、シェアハウスに比べ独立性が高いのが特徴です。



⑤ 母子父子寡婦福祉資金（転宅資金）



母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を融資する制度です。

母、父または寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費などの資金を融資します。

申請先は各区役所支援課ですが、事前に子育て支援課にお問い合わせください。資金ごとに要件があり、生活状況や返済能力を調査・審査します。

※子育て支援課には、母子・父子自立支援員およびひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子父子寡婦福祉資金に関するご相談に応じます。まずは、お電話でご相談ください。

問い合わせ先 子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話：829-1948 FAX：829-1960

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/004/p001440.html>

⑥ マイホーム借上げ制度〔移住・住みかえ支援機構〕



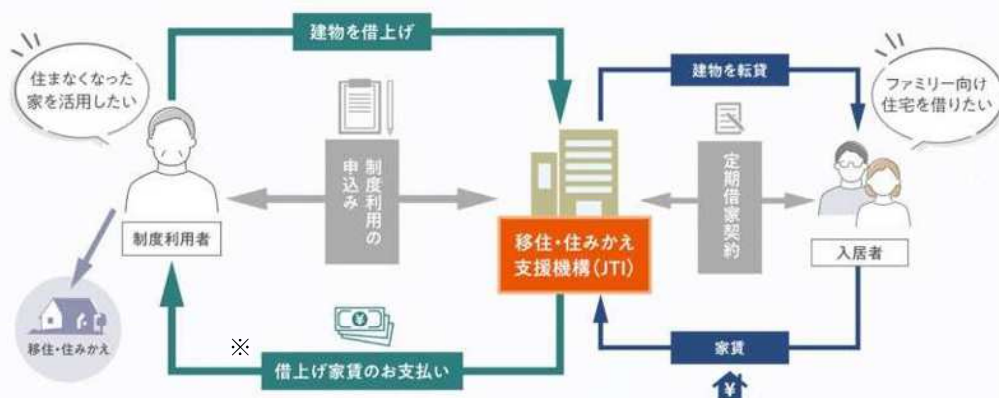
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」は、住宅の所有者が老人福祉施設に入所したり、住みかえをするなどして空き家になっている、もしくは空き家になる予定の住宅を借上げ、ファミリー世帯など広い家が必要とする方に賃貸住宅として転貸する制度です。高齢者や子育て世帯等がライフスタイルやライフステージに応じた住みかえができるよう支援するものです。すべての物件が新耐震基準をクリアし、入居者は敷金・礼金なしで入居できます。

利用できる条件等がありますので、詳細につきましては、以下の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構

電話：03-5211-0757 受付時間：9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

ホームページ <https://www.jti.or.jp/>



<JTIパンフレットより>

※万が一の場合に、(財)高齢者住宅財団による債務保証基金が設定されています。

⑦ 家賃債務保証制度〔高齢者住宅財団〕



高齢者住宅財団が、入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、登録住宅（セーフティネット住宅）入居者世帯等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居を支援する制度です。

対象となる世帯や保証対象等、制度の詳細な内容につきましては下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 一般財団法人 高齢者住宅財団
 フリーダイヤル 0120-602-708
 IP 電話・公衆電話などの方は 03-6880-2781
 ホームページ <https://www.koujuuzai.or.jp/>

⑧ 安心ちんたい検索サイト〔全国賃貸住宅経営者協会連合会〕



「安心ちんたい検索サイト」は、被災者やまたは高齢者、母子家庭、生活保護受給者等の住宅確保にお困りの方々に対して、安心・安全・快適な住環境を提供する目的で立ち上げられた、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）が運営する「民間賃貸住宅の空き室情報の紹介サイト」です。

問い合わせ先 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
 フリーダイヤル 0120-37-5584（受付時間：（平日）月・水・金 10:00～17:00）
 ホームページ <http://www.saigaishienjutaku.com/>

さいたま市居住支援協議会について

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、さいたま市が連携し、住まいに関する情報の提供や円滑な入居の促進に関し必要な措置等を協議するため、令和元年8月に「さいたま市居住支援協議会」を設立しました。

主な取組

- ・新たな住宅セーフティネット制度の普及・啓発
- ・住宅関連情報の提供の充実
- ・民間賃貸住宅の入居促進方策の検討
- ・各会員間の情報共有・意見交換



これまでの取組など、詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/020/p066835.html>



⑨ 転居に要する費用の貸付（生活福祉資金貸付制度）〔埼玉県社会福祉協議会〕

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象とし、生活の安定の確保と経済的自立を図ることを目的として貸付けをする制度で、さいたま市社会福祉協議会が相談・申込の窓口を担っています。

（実施主体は埼玉県社会福祉協議会）

※貸付けには一定の要件と審査があります。

問い合わせ先

（１）相談・申込先

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）（下記参照）

ホームページ <http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-fukushishikin.html>



（２）制度に関する問い合わせ先

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 電話：822-1192 FAX：822-1449

ホームページ https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_1.html



さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）

西 区 電話：622-3333 FAX：622-1991

桜 区 電話：852-1611 FAX：852-1811

北 区 電話：653-1177 FAX：653-6006

浦和区 電話：834-3131 FAX：833-3199

大宮区 電話：646-4441 FAX：646-4447

南 区 電話：838-1818 FAX：838-2700

見沼区 電話：684-3322 FAX：684-2200

緑 区 電話：874-0022 FAX：874-2900

中央区 電話：854-3724 FAX：854-3511

岩槻区 電話：757-9291 FAX：756-3064

⑩ ひとり親家庭住宅支援資金（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付）〔さいたま市社会福祉協議会〕

ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対して、住居の借りに必要となる資金の貸付けを行います。

※貸付けを希望される方は、さいたま市子育て支援課内 ひとり親家庭就業・自立支援センターで事前相談が必要です。（実施主体はさいたま市社会福祉協議会）

※貸付けには、一定の要件と審査があります。

問い合わせ先

・社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

電話：835-5281 FAX：835-5282

ホームページ https://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-hoikushi_s7.html



・子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

電話：829-1948 FAX：829-1960

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/005/p085149.html>



(3) 公的賃貸住宅等

① 市営住宅



さいたま市では、住宅にお困りの低所得の方を対象に、低廉な家賃で住宅を提供しています。募集月が決まっており、入居の申込みに必要な書類は募集月に配布しています。

1 定期募集 年3回（4月、8月、12月）の定期募集

2 入居の申込みに必要な書類の配布場所（市内）

お近くの各区役所くらし応援室、各支所・市民の窓口、岩槻南部・北部公民館、住宅政策課（本庁舎）、埼玉県住宅供給公社（本社 市町村営住宅課・大宮支所・岩槻支所・住まい相談プラザ）

3 募集期間 募集月の1日から末日まで（末日の消印有効）

4 申込みをされる全ての方に必要な資格

- ① さいたま市内に住所又は勤務場所を有していること
- ② 入居しようとする世帯全員の収入の総額が収入基準内であること
- ③ 個人住民税及び国民健康保険税、公的賃貸住宅の家賃もしくは損害賠償金に滞納がないこと
- ④ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ⑤ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと

5 申込み先 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	住宅政策課 電話：829-1521 FAX：829-1982 ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/018/001/p007963.html
	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 電話：829-2878 FAX：825-1822 ホームページ https://www.saijk.or.jp/lookingfor/shiei/saitama



市営住宅一覧（令和6年5月1日現在）

区	住 宅 名	所 在 地	戸数	最 寄 駅
西区	峰岸住宅【A棟】	峰岸 68	30	JR川越線「指扇駅」から東武バス「平方」行き 10分 「峰岸団地」下車 徒歩 3分
	峰岸住宅【B～D棟】		115	
	植水住宅	佐知川 1123-1 他	60	JR京浜東北線ほか「大宮駅」西口から西武バス「指扇駅」行き 17分「市営住宅前」下車 徒歩 3分
北区	今羽住宅	今羽町 244-2	100	ニューシャトル「吉野原駅」 徒歩 5分
	奈良住宅	奈良町 134-1	100	JR高崎線「宮原駅」西口から東武バス「宮原駅西口」行き 10分「保育園前」下車 徒歩 3分
	加茂宮住宅	宮原町 2-9C-26	48	ニューシャトル「東宮原駅」 徒歩 5分
	本郷町団地※	本郷町 971	62	ニューシャトル「東宮原駅」 徒歩 10分
	西本郷住宅※	本郷町 17-1	60	JR宇都宮線「土呂駅」西口 徒歩 13分
大宮区	氷川住宅	下町 3-8-8	12	JR京浜東北線ほか「大宮駅」東口 徒歩 10分
	天沼住宅	天沼町 1-223	18	JR京浜東北線ほか「大宮駅」東口 徒歩 17分
見沼区	蓮沼住宅	蓮沼 1059	40	東武アーバンパークライン「七里駅」 徒歩 9分
	砂住宅	東大宮 2-49-8	74	JR宇都宮線「東大宮駅」西口 徒歩 9分
	春岡住宅	小深作 262-1	72	東武アーバンパークライン「七里駅」 徒歩 14分
	春野団地	春野 2-3-1 他	178	JR宇都宮線「東大宮駅」から国際興業バス「アーバンみらい」行き 15分「西三番街」下車徒歩 2分
中央区	関東住宅	上落合 3-13-4 他	48	JR埼京線「北与野駅」 徒歩 9分
	小村田住宅	本町東 7-14-6	24	JR埼京線「北与野駅」 徒歩 14分
	上町住宅	本町西 3-9-1 他	54	JR埼京線「北与野駅」 徒歩 18分
	宮前住宅	桜丘 1-2-8 他	54	JR埼京線「与野本町駅」 徒歩 14分
桜区	神田団地	神田 517	50	JR京浜東北線「北浦和駅」西口から国際興業バス「さいたま新都心駅西口」行き 10分「天王前」下車 徒歩 4分
浦和区	常盤 8丁目団地	常盤 8-4-4	35	JR京浜東北線「北浦和駅」西口徒歩 14分
	領家立野団地	領家 7-20-16	56	JR京浜東北線「北浦和駅」東口から国際興業バス「与野駅東口」行き 9分「上木崎」下車 徒歩 3分
	領家大東団地	大東 2-12-1	91	JR京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「東新井団地」行き 10分「皇山道」下車 徒歩 7分
	高砂団地	高砂 4-12-5	19	JR京浜東北線ほか「浦和駅」西口 徒歩 15分 JR埼京線「中浦和駅」 徒歩 13分
南区	辻団地	辻 7-4-4	25	JR埼京線「北戸田駅」 徒歩 15分
	大谷口細野団地	大谷口 1176-1 他	139	JR京浜東北線ほか「浦和駅」東口から国際興業バス「南浦和駅西口」行き 15分「細野」下車 徒歩 7分
	南浦和団地	南浦和 3-5C-8	77	JR京浜東北線ほか「南浦和駅」東口 徒歩 10分
緑区	三室団地	三室 197-3	48	JR京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「東新井団地」行き 10分「山崎」下車 徒歩 7分
	坊ノ在家団地	原山 4-6-25	20	JR京浜東北線ほか「浦和駅」東口から国際興業バス「東浦和駅」行き 10分「原山三丁目」下車 徒歩 2分
	原山第二団地	原山 3-2-3	27	JR京浜東北線ほか「浦和駅」東口から国際興業バス「南台」行き 15分「浦和パークハイツ」下車 徒歩 3分
	道祖土戸崎団地	道祖土 1-26-18	80	JR京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「さいたま市立病院」行き 6分「市営アパート」下車 徒歩 2分
	道祖土団地	道祖土 2-3-17	46	JR京浜東北線「北浦和駅」東口から東武バス「さいたま市立病院」行き 6分「市営アパート」下車 徒歩 3分
	浮谷住宅（中層）	浮谷 2042-1	30	東武アーバンパークライン「岩槻駅」東口から国際興業バス「東川口駅」行き 9分「浮谷」下車 徒歩 9分
岩槻区	浮谷住宅【A棟】		95	
	浮谷住宅【B棟】		85	
	美幸町住宅	美幸町 2-15	24	東武アーバンパークライン「岩槻駅」西口 徒歩 18分
	東町 1 住宅	東町 1-5-12	18	東武アーバンパークライン「岩槻駅」東口 徒歩 11分
	龍門寺住宅	美幸町 6-34	18	東武アーバンパークライン「岩槻駅」西口 徒歩 18分
	東町 2 住宅	東町 2-3-14	18	東武アーバンパークライン「岩槻駅」東口 徒歩 15分

※ 本郷町団地・西本郷住宅は、さいたま市が独立行政法人都市再生機構より借上げ、入居者に転貸する借上げ市営住宅です。借上げ期間満了後は住宅を明渡していただきます。

② 市民住宅（シビック住宅天沼）



市民住宅は、収入が一定の基準にあって、住宅を必要としている方のために、市が建設し供給する賃貸住宅です。

1 住宅の概要

住宅の名称	シビック住宅天沼
所在地	さいたま市大宮区天沼町 2-913-4
交通	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」東口から東武バス天沼循環「観音前」下車 徒歩 5 分 JR 京浜東北線ほか「さいたま新都心駅」 徒歩 20 分
構造	鉄筋コンクリート 3 階建 耐火構造
管理開始年月	平成 9 年 3 月
間取り	3LDK（72.63 平方メートル） 15 戸
基本家賃	月額 98,000 円（物価の変動等により、変更する場合がございます）
敷金	196,000 円

2 家賃減額制度

- (1) 新婚世帯向け家賃減額制度 月額 68,600 円
入籍後 2 年以内の世帯が対象（事実婚及び入居後の婚姻は対象外となります）
夫婦の年齢制限はなく、減額期間は最長で入居後 24 か月間
- (2) 多子世帯向け家賃減額制度 月額 68,600 円
18 歳以下の児童（18 歳に達した日の属する年度の 3 月 31 日までの方）が 3 人以上同居し、かつ扶養する世帯が対象
- (3) 子育て世帯向け家賃減額制度 月額 78,400 円
次のいずれかの要件を満たす世帯が対象
 - ・ 18 歳以下の児童（18 歳に達した日の属する年度の 3 月 31 日までの方）を扶養している世帯
 - ・ 40 歳未満の夫婦

3 募集月 随時募集（空き室が発生した場合に先着順で受付します）

4 申込みをされる全ての方に必要な資格

- ① さいたま市内に住所又は勤務場所を有していること
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること
- ③ 世帯の所得が、月額 158,000 円以上（主たる生計維持者の年齢が 40 歳未満である場合は 123,000 円）487,000 円以下であること
- ④ 持家や中堅所得者向け特定公共賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅に居住していないこと
- ⑤ 個人住民税に滞納がないこと
- ⑥ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

5 申込み先 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	住宅政策課 電話：829-1521 FAX：829-1982 ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/018/001/p008534.html
	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 電話：829-2878 FAX：825-1822 ホームページ https://www.saijk.or.jp/lookingfor/shimin/amanuma/



③ 県営住宅



埼玉県が運営している、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。このため、民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例等に入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。

1 県営住宅の募集月 4月、7月、10月、1月の年 4回

※定期募集で入居者が決まらない住戸があった場合、随時募集を行うことがあります。

2 入居に必要な書類の配布場所（募集期間中のみ配布）（市内）

各区役所くらし応援室、住宅政策課（本庁舎）、埼玉県住宅供給公社（本社県営住宅課、大宮支所、岩槻支所、住まい相談プラザ）、埼玉県住宅課（県庁）

詳細につきましては、募集期間中に配布する「県営住宅入居者募集案内」をご覧ください。

問い合わせ先	埼玉県 住宅課 電話：830-5564 FAX：830-4888 ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/bosyuu.html
	埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話：829-2875 FAX：825-1822 ホームページ https://www.saij.co.jp/bokingfor/kenei/ 

市内県営住宅一覧（令和6年5月1日現在）

※特別県営住宅、特定公共賃貸住宅の戸数を含む。

区	住宅名	所在地	戸数	最寄駅
西 区	大宮宝来住宅	宝来 1493	70	JR 川越線「指扇駅」より徒歩 9 分
	大宮中釘住宅	中釘 2101-2	99	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 28 分下車徒歩 2 分
	大宮ニッ宮住宅	ニッ宮 474-1	20	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 11 分下車徒歩 4 分
	大宮三橋西住宅	三橋 6-578-1	140	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 20 分
	大宮指扇住宅	指扇 1078-1	82	JR 川越線「指扇駅」より徒歩 20 分
北 区	大宮長山住宅	東大成町 1-159	384	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 9 分
	大宮植竹住宅	植竹町 2-85	559	JR 宇都宮線「土呂駅」より徒歩 5 分
	大宮日進さつき住宅	日進町 3-717	12	JR 高崎線「宮原駅」より徒歩 5 分
	大宮稲荷下住宅	大成町 4-265	68	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 6 分
	大宮西本郷住宅	本郷町 17-8	74	JR 宇都宮線「土呂駅」より徒歩 13 分
	大宮日進あかしや住宅	日進町 3-698	12	JR 高崎線「宮原駅」より徒歩 7 分
	大宮本村住宅	東大成町 2-237	30	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 14 分
	大宮加茂宮住宅	宮原町 1-625	13	ニューシャトル「加茂宮駅」より徒歩 10 分
	大宮今羽住宅	今羽町 117-2	76	ニューシャトル「今羽駅」より徒歩 7 分
大宮区	大宮寿能住宅	寿能町 2-130	468	東武アーバンパークライン「大宮公園駅」より徒歩 4 分
	大宮土手町住宅	土手町 1-153	40	東武アーバンパークライン「北大宮駅」より徒歩 9 分
	大宮櫛引住宅	櫛引町 1-826	34	ニューシャトル「鉄道博物館駅」より徒歩 16 分
	大宮三橋住宅	三橋 1-850-1	212	JR 京浜東北線ほか「大宮駅」西口よりバス 8 分下車徒歩 9 分
見沼区	大宮砂住宅	東大宮 3-5-1	553	JR 宇都宮線「東大宮駅」より徒歩 13 分
	大宮東宮下住宅	新堤 152	1612	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 17 分
	大宮七里住宅	大谷 1822-2	239	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 20 分
	大宮東門前住宅	東門前 446-1	30	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 18 分
	大宮小深作はるさと住宅	小深作 355-1	112	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 19 分
	大宮東五番街住宅	春野 1-2	236	JR 宇都宮線「東大宮駅」よりバス 9 分
	大宮七里第二住宅	大谷 1664-4	56	東武アーバンパークライン「七里駅」より徒歩 18 分
中央区	与野高層住宅	下落合 3-8-2	199	JR 京浜東北線「与野駅」より徒歩 10 分
	与野上落合住宅	上落合 7-9-15	79	JR 埼京線「北与野駅」より徒歩 13 分
	与野中里住宅	新中里 1-10-1	80	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 12 分
	与野大戸住宅	大戸 5-10-4	8	JR 京浜東北線「南与野駅」より徒歩 11 分
桜 区	浦和久保住宅	久保 540	570	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 10 分下車徒歩 4 分
	浦和しらくわ住宅	白鷺 394	50	JR 埼京線「与野本町駅」よりバス 10 分
	浦和南元宿住宅	南元宿 2-27-15	60	JR 埼京線「南与野駅」より徒歩 16 分
浦和区	浦和高層住宅	針ヶ谷 4-1-1	588	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 10 分
	浦和瀬ヶ崎住宅	瀬ヶ崎 3-1-14	142	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 6 分下車徒歩 1 分
	浦和領家立野住宅	領家 7-4	30	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 4 分下車徒歩 3 分
	浦和常盤住宅	常盤 5-8-44	47	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 10 分
	浦和北浦和住宅	北浦和 2-11-7	51	JR 京浜東北線「北浦和駅」より徒歩 10 分
南 区	浦和第二高層住宅	根岸 5-18-10	202	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」より徒歩 15 分
	浦和辻住宅	辻 7-5-7	40	JR 埼京線「北戸田駅」より徒歩 14 分
	浦和細野住宅	大谷口 860-2	90	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口よりバス 6 分下車徒歩 1 分
	浦和大谷口住宅	大谷口 1208-2	16	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口よりバス 6 分下車徒歩 4 分
緑 区	浦和井沼方住宅	東浦和 2-4-12	104	JR 武蔵野線「東浦和駅」より徒歩 7 分
	浦和さいど坂の上住宅	道祖土 2-1-1	56	JR 京浜東北線「北浦和駅」よりバス 10 分
	浦和原山住宅	原山 4-9-28	120	JR 京浜東北線ほか「浦和駅」東口よりバス 9 分下車徒歩 3 分
岩槻区	岩槻諏訪山下住宅	諏訪 3-3	1,556	東武アーバンパークライン「東岩槻駅」より徒歩 10 分
	岩槻愛宕住宅	愛宕町 4-8	28	東武アーバンパークライン「岩槻駅」より徒歩 9 分
	岩槻府内住宅	府内 2-2	80	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 7 分下車徒歩 6 分
	岩槻南平野やまぶき住宅	南平野 2-17-1	36	東武アーバンパークライン「東岩槻駅」より徒歩 17 分
	岩槻金重住宅	平林寺 1481-1	54	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 6 分下車徒歩 11 分
	岩槻西原住宅	岩槻 5400	54	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 6 分下車徒歩 11 分
	岩槻慈恩寺住宅	慈恩寺 328-7	21	東武アーバンパークライン「岩槻駅」よりバス 11 分下車徒歩 12 分
	岩槻表慈恩寺住宅	表慈恩寺 556-1	50	東武アーバンパークライン「東岩槻駅」より徒歩 13 分

④ 公社賃貸住宅〔埼玉県住宅供給公社〕



公社賃貸住宅とは、埼玉県住宅供給公社が所有する一般の賃貸住宅です。

※申込みができる方は、入居資格を満たしている必要があります。

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先	埼玉県住宅供給公社
住まい相談プラザ	電話：658-3017 FAX：642-6890
賃貸住宅管理課	電話：829-2866 FAX：825-1823
ホームページ	https://www.saijk.or.jp/lookingfor/kanri/

公社賃貸住宅等一覧（令和6年5月1日現在）

区	住宅名	所在地	戸数	最寄駅
北 区	大宮今羽町ハイツ	今羽町 461-1	20	ニューシャトル「今羽駅」より徒歩 6 分
	ベリエ本郷	本郷町 421-1	45	JR 宇都宮線 土呂駅 徒歩 15 分 埼玉新都市交通伊奈線 東宮原駅 徒歩 10 分
中央区	与野本町ハイツ	本町西 4-17-21	89	JR 埼京線「北与野駅」北口より徒歩 15 分
桜 区	ルプソアール中浦和	西堀 6-4-22	27	JR 埼京線「中浦和駅」より徒歩 8 分
浦和区	パスラル新都心	上木崎 2-7-13	60	JR 京浜東北線「与野駅」東口より徒歩 10 分 JR 京浜東北線ほか「さいたま新都心駅」東口より徒歩 12 分
	グランエスト浦和	大東 1-23-8	30	JR 京浜東北線「北浦和駅」東口よりバス 7 分 徒歩 4 分
南 区	浦和辻ハイツ	辻 2-8-16	18	JR 埼京線「北戸田駅」より徒歩 15 分
	浦和根岸団地	根岸 5-20-4	12	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」より徒歩 13 分

⑤ UR 賃貸住宅〔UR 都市機構〕



UR 賃貸住宅とは、独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）が管理する賃貸住宅で、全国に約 70 万戸あります。「UR 賃貸住宅」の「UR」は、都市再生機構（Urban Renaissance Agency）の英語略称です。埼玉県には約 7 万 7 千戸あり、さいたま市内には約 7 千 1 百戸あります。

1 UR 賃貸住宅 4 つのメリット

- ① 礼金が不要
入居時に必要な費用は、敷金（通常月額家賃の 2 か月分）と日割家賃、共益費だけです。さらに、退去時の原状回復負担区分が明確で安心です。
- ② 仲介手数料が不要
お部屋探しや UR 賃貸住宅についてのご相談は、UR 営業センター・UR 賃貸ショップ・現地案内所でお受けするシステムのため、仲介手数料が不要です。
- ③ 更新料が不要
ご契約は、自動更新で面倒な手続きが不要です。
- ④ 保証人が不要
住民票の写し、所得証明書などの必要書類のご提出で、お申込み資格の確認をさせていただきます。

2 子育て家族や 35 歳以下の方をサポート（対象住宅限定）

- ① 子育て割
子育て世帯（※）または配偶者を得て 5 年以内の新婚世帯の場合、最大 9 年間家賃が 20%減額になります（減額上限 2.5 万円、所得要件あり）。
※子育て世帯：現に同居する満 18 歳未満の子（「子」には孫、甥、姪などの親族を含む）を扶養している世帯。申込時に妊娠されている場合も該当します。
- ② そのママ割
子育て世帯の方は、3 年間家賃がお得になります（定期借家契約）。
- ③ U35 割
契約名義人が 35 歳以下の方は、3 年間家賃がお得になります（定期借家契約）。
- ④ 近居割・近居割 WIDE
UR 賃貸住宅同士の近居等なら、最大 5 年間家賃が 5%減額になります。また条件を満たした子育て世帯向けに最大 5 年間 20%減額もあります（減額上限 4 万円、所得要件あり）。

その他、便利な制度やサービスもあります。（制度内容は変更となる場合があります）
詳細な内容につきましては、各営業窓口へお問い合わせください。

問い合わせ先 独立行政法人都市再生機構

UR 大宮営業センター

電話：649-2277

電話：643-5330（法人専用窓口）

営業時間/ 9:30～18:00（定休日：水、年末年始）

UR 賃貸ショップ南浦和

電話：882-6721

営業時間/ 9:30～18:00（定休日：水、年末年始）

UR 賃貸ショップ東大宮

電話：729-5041

営業時間/ 9:30～18:00（定休日：水、年末年始）

ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/>

市内 UR 賃貸住宅一覧（令和6年5月1日）

区	住宅名	所在地	戸数	最寄駅
北 区	アーベイン大宮	宮原町 1-855-2	588	JR 宇都宮線「土呂駅」徒歩 11～13 分 ニューシャトル「加茂宮駅」徒歩 13～15 分
	コンフォール西本郷	本郷町 17-1	491	JR 宇都宮線「土呂駅」徒歩 11～14 分 ニューシャトル「加茂宮駅」徒歩 12～14 分
	コンフォール大宮植竹	植竹町 1-362	310	JR 宇都宮線「土呂駅」徒歩 13～16 分 東武アーバンパークライン「北大宮駅」徒歩 12～16 分 JR 埼京線ほか「大宮駅」バス 6 分 徒歩 4～7 分
	コンフォール本郷町	本郷町 971	138	ニューシャトル「東宮原駅」徒歩 10 分 JR 高崎線「宮原駅」徒歩 20 分
	北大宮	植竹町 1-60-1	30	東武アーバンパークライン「北大宮駅」徒歩 7 分
大宮区	大宮公園駅前ハイツ	寿能町 1-31	127	東武アーバンパークライン「大宮公園駅」徒歩 2～3 分
見沼区	大宮大和田	大和田町 2-235	30	東武アーバンパークライン「大和田駅」徒歩 12 分 JR 宇都宮線「土呂駅」14～15 分
	アーバンみらい東大宮 西一番街	春野 2-4	195	JR 宇都宮線「東大宮駅」バス 10 分 徒歩 4～6 分
	アーバンみらい東大宮 東一番街	春野 1-6 ほか	520	JR 宇都宮線「東大宮駅」バス 14 分 徒歩 1～5 分
中央区	アーバンハイツ与野	下落合 1006	142	JR 京浜東北線「与野駅」徒歩 5～7 分
	コンフォール与野本町西	本町西 4-17-25	101	JR 埼京線「北与野駅」徒歩 15 分又はバス 5 分 徒歩 1 分 JR 埼京線ほか「大宮駅」バス 7 分 徒歩 1 分
桜 区	田島	田島 6	1,816	JR 武蔵野線「西浦和駅」徒歩 3～14 分
浦和区	コンフォール領家	領家 6-11	102	JR 京浜東北線「北浦和駅」徒歩 16～18 分
南 区	武蔵浦和駅前ハイツ	別所 7-1-33	94	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」徒歩 3 分
	浦和白幡	白幡 4-13-24	337	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」徒歩 12～13 分 JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」バス 8 分 徒歩 1 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 10 分 徒歩 1 分
	浦和別所ハイツ	別所 2-38	203	JR 埼京線ほか「武蔵浦和駅」徒歩 11～12 分
	コンフォール南浦和	南浦和 3-18 ほか	1,357	JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」徒歩 9～12 分
	南浦和第二	南浦和 3-49-53	59	JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」徒歩 10 分
	南浦和第三	南浦和 3-42 ほか	40	JR 京浜東北線ほか「南浦和駅」徒歩 10 分
	うらわイーストシティ けやき街	大谷口 5413	324	JR 武蔵野線「東浦和駅」徒歩 16～19 分 又はバス 2 分 徒歩 2～5 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 14 分 徒歩 2～5 分
	うらわイーストシティ ひのき街	大谷口 5733	30	JR 武蔵野線「東浦和駅」バス 2 分 徒歩 8 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 12 分 徒歩 6 分
緑 区	うらわイーストシティ かえで街	東浦和 2-73-1	140	JR 武蔵野線「東浦和駅」徒歩 13 分 又はバス 2 分 徒歩 2～3 分 JR 京浜東北線ほか「浦和駅」バス 14 分 徒歩 7～9 分

⑥ サービス付き高齢者向け住宅



サービス付き高齢者向け住宅とは、状況把握（安否確認）や生活相談などのサービスを受けることができる、高齢者が安心して暮らせるバリアフリー構造の賃貸住宅等の住まいです。

● サービス付き高齢者向け住宅の概要

①入居条件

- ・ 60歳以上の方
 - ・ 要介護認定または要支援認定を受けている 60歳未満の方
- ※入居者の配偶者など、一定の条件を満たす方が同居することも可能です。

②住宅の特徴

- ・ 高齢者が安心して暮らせるバリアフリー構造の賃貸住宅等の住まいです。
- ・ 完全個室で居室の広さは原則 25㎡以上です。ただし居間・食堂・台所その他の住宅の部分に入居者が共同して利用するために十分な面積を有する場合は、18㎡以上の場合もあります。
- ・ トイレ、洗面設備、収納、浴室、台所の設備が完備されています。収納、浴室、台所は共同で利用する場合があります。

③提供されるサービス

- ・ 状況把握（安否確認）サービス（必須）
ケアの専門家※が利用者の部屋へ定期的に訪問する等のサービスです。
※ケアの専門家
 - 介護職員初任者研修課程の修了者
 - 社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員
 - 医師 ●看護師 ●准看護師 ●介護福祉士 ●社会福祉士 ●介護支援専門員
- ・ 生活相談サービス（必須）
ケアの専門家が日々の生活相談に応じてくれるサービスです。
- ・ その他サービス
食事の提供や介護サービスなど、日常生活に必要なサービスの提供を行います。
※サービス提供の有無や内容は住宅によって異なります。自分に必要なサービスが提供され、その内容が納得のいくものかをよく確認してください。

● サービス付き高齢者向け住宅をお探しの方へ

市内のサービス付き高齢者向け住宅の情報は、下記「高齢者住宅協会」ホームページの「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」で閲覧できます。

(<https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>)

詳しいサービス内容や入居に関しては、各住宅に直接お問い合わせください。



問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.citysaitama.lg.jp/001/154/007/005/p015328.html>